

一般質問

2月定例会では下記4名の議員が一般質問を行いました。一般質問は、現在市が抱えている重要な課題について市長などにたずねるもので、下の表のとおり質問を行いました。ここではその一部を掲載しました。詳しくは5月下旬発行予定の本会議録を図書館等ご覧ください。

吉岡	和江…○高齢者福祉の充実について(介護保険導入に向けて)
児島	晃…○「日の丸」「君が代」問題について
伊藤	玲子…○行財政改革の推進について
	○教育行政の諸問題について(国旗、国歌について)
前野	正司…○緑保全について(広町・台峯の取り組みについて)○福祉サービスについて(教養センターの運営について、公共施設間の巡回ミニバスについて、消防職員及び団員による協力について)○まちづくりについて(大船駅周辺整備計画について、深沢地域周辺整備計画について、公共用地(未利用地)について一中央公民館分館ほか一、温水プール建設について一坂ノ下・山崎予定地一)○公民館の運営について(自主運営化について)

日の丸・君が代について 学校における指導は

平成十一年八月に「国旗及び国歌に関する法律」が公布されました。政府は今回の法制化に当たって、我が国の国旗である「日章旗」と国歌である「君が代」は既に慣習法であるものを成文法として明確に位置づけたものとなりました。

今定例会では、学習指導要領に基づく国旗及び国歌の指導について、次のような異なる見解から質問しました。

【疑問を呈する見解から】
 質問：国旗及び国歌の法制化については、国民的議論が十分に尽くされていない。教育現場における指導について、どのように認識しているか。
 学校教育担当担当部長：国民の間でさまざまな意見があることは承知しているが、法制化の事実は尊重しなければならぬ。そのことを踏まえ、学

習指導要領に基づいて指導をしてみたい。
 質問：君が代とは天皇の国であり、天皇の国が永く続くように祈った歌と解するが、生徒から憲法の主権在民の原則に反する内容ではないか、と質問されたらどう答えるのか。
 学校教育担当担当部長：日本国憲法下においては、国歌君が代の「君」は、日本国及び日本国民統合の象徴であり、主権の存する日本国民の総意に基づき、天皇の事を指しており、君が代は、日本国民の総意に基づき、天皇を日本国及び日本国民統合の象徴とする我が国のことであり、君が代の歌詞もそうした我が国の永い繁栄と平和を祈念したものと解することが適当であるとの政府解釈を踏まえ、学習指導要領に基づいて指導して

まいりたい。
 質問：教育の世界に政治的解釈を押しつけることはあってはならない。自由な民主的な討論を保障するという基本姿勢で指導に臨むべきではないか。
 学校教育担当担当部長：教育活動を進めるに当たっては、教職員の共通理解を図り、一致協力して指導を行うことが必要であり、自由で民主的な討論は大変重要であるが、同時に学習指導要領に基づいて指導を行わなければならないと考える。
 質問：憲法第十九条が保障している思想及び良心の自由に関する学習指導要領に間違いがあると考えますが、どうか。
 学校教育担当担当部長：教員は法令や上司の職務上の命令に従って教育指導をすべきであり、学習指導要領に基づいて国旗・国歌を指導することは、教員の思想、良心の自由を制約するものでないと考ええる。児童・生徒に対しては、長時間にわたって指導を繰り返すとか精神的苦痛を伴うなどの内心にまで立ち入って強制をしようとする趣旨ではない。
 質問：市長は、国旗及び国歌の法制化についてどのような見解を持っているか。
 市長：日章旗・君が代については、長い伝統と慣行から各種の行事で掲揚、演奏されてきており、一定の定着を見ていると考える。今回法制化されたが、義務規定も罰則規定もない。強制をされる、強制ができるという性格のものでないかと考える。
【尊重すべきとする見解から】
 質問：国旗及び国歌について、



定例会最終日に国旗が掲揚された議場

市議会議場における国旗掲揚に関する決議
 国際社会において、日本人が諸外国の国民と交流し、友好を深め、平和を築くためには相互の文化や伝統を尊重することはもちろんのこと、国家や国民の象徴である国旗や国歌に対して敬意を表することは、国際人として当然のことである。
 また、昨年の「国旗及び国歌に関する法律」の成立を契機として、学校教育においても国旗と国歌に関する指導については学習指導要領に基づき、音楽や社会等の授業を通じて国旗と国歌に対する正しい理解が促進され、国旗と国歌を尊重する教育が適切に行われることにより、次代を担う子供たちが国際社会で必要とされるマナーを身に付け、自国に誇りを持ち、国際社会において尊敬される日本人として成長することが期待されている。また、入学式や卒業式等においては、その意義を踏まえ、国旗掲揚及び国歌斉唱の指導が適切に行われるよう、その徹底が強く望まれている。
 よって本市議会は、法を遵守するとの立場から、まずみずからが範を示すべく、市議会議場に国旗を掲揚するものである。
 以上、決議する。
 平成12年3月1日
 鎌倉市議会

どのように指導してきたか。
 学校教育担当担当部長：国・県からの通知を各学校に周知するとともに、学習指導要領に基づいて指導するよう文書による通知や校長会等で指導している。
 質問：今年の卒業式には、国歌の斉唱ができるのか。
 学校教育担当担当部長：学習指導要領では、「入学式や卒業式における国旗掲揚に関する決議」の趣旨から、市議会議場における国旗掲揚に関する決議の趣旨を踏まえて、子どもたちが、保護者及び教職員のそれぞれの思いを大切にしながら子どもたちの心に残る卒業式になるように準備を進めている。
 質問：国旗掲揚と国歌斉唱の指導に当たって職務命令を受けた教員が従わなかった場合は、県に報告して厳しい処分措置を講じるようお願いする。
 学校教育担当担当部長：指摘されたことがないよう各学校に今までも指導してきている。
 質問：世界に羽ばたいていく子どもたちが自国の国旗をよく認識し、国歌も歌えないような非常識な日本人をつくらないでいただくよう要望する。
【国旗掲揚に関する決議を可決】
 三月一日開会の本会議において、議員から「市議会議場における国旗掲揚に関する決議」の趣旨を踏まえて、子どもたちが、保護者及び教職員のそれぞれの思いを大切にしながら子どもたちの心に残る卒業式になるように準備を進めている。
 質問：国旗掲揚と国歌斉唱の指導に当たって職務命令を受けた教員が従わなかった場合は、県に報告して厳しい処分措置を講じるようお願いする。
 学校教育担当担当部長：指摘されたことがないよう各学校に今までも指導してきている。
 質問：世界に羽ばたいていく子どもたちが自国の国旗をよく認識し、国歌も歌えないような非常識な日本人をつくらないでいただくよう要望する。

全員協議会を開催 ごみ処理広域化の調査結果など

この工事(平成十四年十二月一日から適用されるダイオキシン類の排出濃度の国基準を満たすために)に関しましては、議会に「名越クリーンセンター」への焼却炉一元化の決定を白紙に戻し、早急にごみ問題について全市民参画による行政・議会一体で話し合う組織の発足についての陳情が提出され、平成十一年十二月定例会で多数により採択されておりました。
 市としてその後、陳情採択を重く受け止め、大町自治連合会などとの話し合いを通じ、理解と協力を得る努力をしてきた結果、工事について大方の理解が得られたこと、また、地元住民を中心に市民参画による新たな組織を設立することについては陳情者と話し合いを継続し、合意を得る努力をしていくことが報告されました。

議案が提出され、多数の賛成により可決しました。【決議本文は別掲】提出した議員から提案理由説明の後、提出者への質疑に続き、本議案を委員会に付託【※文末参照】をして真剣な深い議論を行うべきという動議が他の議員から提出され、採決を行った結果、本動議は少数の賛成により否決しました。その後、決議案に対する反対討論として、議場は多様な考えを持った市民の意見が反映される場であることや、教育現場への不当な干渉であるなどの意見が述べられた後、本議案の採決をしたものであります。
 ※付託：本会議において議題となる議案等について所管の委員会等に審査を託すること。
【採択した陳情】三件
 ◇鎌倉市における小学校・中学校教科書採択制度の改善についての陳情
 この陳情は横浜市戸塚区の住民から提出されたもので、関谷の植木剪定材堆肥化事業場から発生する悪臭の現状を調査し、防止対策を速やかにとってほしいというもので多数の賛成で採択されました。
 ◇(仮称)川喜多記念館建設実施についての陳情
 (仮称)川喜多記念館の開館について平成十三年度からの第三次鎌倉市総合計画後期実施計画に位置づけ、着実に建設してもらいたいというも採択としました。
 ◇(仮称)川喜多記念館建設実施についての陳情
 (仮称)川喜多記念館の開館について平成十三年度からの第三次鎌倉市総合計画後期実施計画に位置づけ、着実に建設してもらいたいというも採択としました。
 ◇(仮称)川喜多記念館建設実施についての陳情
 (仮称)川喜多記念館の開館について平成十三年度からの第三次鎌倉市総合計画後期実施計画に位置づけ、着実に建設してもらいたいというも採択としました。